

石巻市小規模契約希望者登録要綱

平成17年4月1日

告示第193号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な修繕等の契約について、市の競争入札参加資格申請が困難な市内に主たる事業所を置く事業者を登録し、これら登録された事業者の積極的活用を図ることにより、事業者の受注機会を拡大し、もって市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(契約の範囲)

第2条 小規模な修繕等の契約（以下「小規模修繕等契約」という。）の対象は、別表に定める工事のうち、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行が容易であると認められるものであって、1件の予定価格が50万円未満のものとする。

(登録申請事業者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録申請をすることができない。

- (1) 市内に主たる事業所又は住所を有しない者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていないもの
- (3) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿に登録されている者
- (4) 契約を履行するために必要な資格、許可又は登録を有しない者
- (5) 市税及び国民健康保険税を滞納している者

(登録申請)

第4条 登録申請の受付期間は、隔年2月1日から同月末日までの期日で別に定める期日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に申請をさせることができる。

2 登録の有効期間は、市長が指定した2会計年度とする。前項ただし書きの規定により申請を認められた者の有効期間は、市長が指定した2会計年度の範囲内とする。

第5条 登録しようとする事業者は、石巻市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書又は非課税証明書
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許、登録等を証明する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(登録)

第6条 市長は、申請書を受領したときは、その内容を審査し、当該事業者が第3条各号に掲げる要件に該当しないと認めるときは、別に定める石巻市小規模契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するとともに、庁内に公開し、並びに閲覧所及びインターネットにより市ホームページにおいて公衆の閲覧に供するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条各号に掲げる要件に該当する事業者と認めるときは、申請書を提出した事業者にその旨を通知するものとする。

3 登録名簿に登録された事業者は、登録内容に変更が生じた場合又は登録の取下げを希望する場合は、小規模契約希望者登録事項変更・取下届（様式第2号）を速やかに提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録名簿に登録された事業者が、次の各号のいずれかに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる要件に該当することとなったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 小規模修繕等契約の履行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、契約の履行に際し、不正又は不誠実な行為があったとき。

（契約保証金の免除）

第8条 登録名簿に登録された事業者と小規模修繕等契約を締結する場合の契約保証金は、これを免除する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日の前日までに、石巻市小規模契約希望者登録要綱（平成16年石巻市告示第50号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定によるもののほか、この告示の施行の日の前日までに、石巻市において現に小規模契約希望者として登録されている者は、第6条第1項の規定により登録名簿に登録されたものとみなす。この場合において、当該名簿登録の有効期間は、平成19年3月31日までとする。

（東日本大震災に伴う登録の有効期間の特例）

- 4 平成23年度の登録名簿に登録された者（追加で登録された者を含む。）に係る第4条第2項の規定の適用については、同項中「2会計年度」とあるのは、「3会計年度」とする。

附 則（平成18年12月25日告示第404号）

この告示は、平成18年12月25日から施行する。

附 則（平成23年11月29日告示第277号）

この告示は、平成23年11月29日から施行する。

附 則（平成29年12月25日告示第407号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年12月25日から施行する。
（経過措置）

2 この告示による改正後の石巻市小規模契約希望者登録要綱の規定は、平成30年4月1日以後の小規模な修繕等の契約について適用し、同日前までの小規模な修繕等の契約については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

業務名	業務の例示
土木一式工事	道路、河川、治水工事等
大工工事	大工、型枠、造作工事等
左官工事	左官、モルタル、吹付け工事等
とび・土工・コンクリート工事	とび、コンクリートブロック据付け、掘削、根切り、盛土、コンクリート、土留め工事等
石工事	石積み（張り）、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事等
電気工事	構内電気設備、照明設備工事等
管工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、空気調和設備、給排水・給湯設備、厨房設備、衛生設備、浄化槽、水洗便所設備、ガス管配管、ダクト、管内更生工事等
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）、レンガ積み（張り）、タイル張り工事等
鋼構造物工事	鉄骨、屋外広告、門扉設置工事等
鉄筋工事	鉄筋加工組立て、ガス圧接工事等
ほ装工事	アスファルトほ装、コンクリートほ装、ブロックほ装工事等
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け、建築板金工事等
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装、溶射工事、路面標示工事等
防水工事	モルタル防水、塗膜防水、シート防水、注入防水工事等
内装仕上工事	インテリア、天井仕上、壁張り、たたみ、ふすま、家具、防音工事等
機械器具設置工事	給排気機器設置、揚排水機器設置工事等
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事等
電気通信工事	電気通信機械設置、放送機械設置工事等
造園工事	植栽、公園設備、園路、水景工事等
建具工事	金属製建具取付け、シャッター取付け、自動ドア取付け、木製建具取付け、ふすま工事等
水道施設工事	配水施設、下水処理設備工事等
消防施設工事	屋内消火栓設置、火災報知設備、排煙設備設置工事等
解体工事	工作物解体
その他の工事	上記以外の業務

様式第1号（第5条関係）

小規模契約希望者登録申請書

年 月 日

石巻市長 (あて)

石巻市が発注する小規模修繕等契約について、関係書類を添えて登録を申請します。

住所又は所在地	〒 ー		
	石巻市		
フリガナ 商号又は名称			
フリガナ 代表者職氏名	印		
電話番号		FAX番号	

* 印鑑は、見積書の提出、契約締結の際に使用することとなるものです。法人の場合は、登録印鑑を使用し、個人事業主の場合は、実印でなくてもかまいませんがゴム印等の変形しやすいものは使用しないでください。

希望業種（5業種以内）

業務名	許可、免許等を有する場合、その種類名称等

* 業務を行うに当たり、許可・免許等が必要な業種は、それらを得ている場合のみ申請できます。その他の工事の場合は、業務名欄に具体的な業務名を記入してください。

添付書類

- 1 納税証明書又は非課税証明書 : 申請時現在において、法人にあつては、最新年度分の法人市民税に係る証明書、個人事業主にあつては最新年度分の市・県民税及び国民健康保険税に係る証明書
- 2 許可・免許・登録等を示す書類の写し : 希望業種の施工に際し必要な場合のみ

様式第2号（第6条関係）

小規模契約希望者登録事項変更・取下届

年 月 日

石巻市長

（あて）

石巻市小規模契約希望者登録事項に関し、（変更・取下）しますのでお届けします。

住所又は所在地	〒 ー		
	石巻市		
フリガナ 商号又は名称			
フリガナ 代表者職氏名	㊟		
電話番号		FAX番号	

変更事項

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

備考 希望業種の変更又は追加で、新たに施工に際して許可・免許等が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できます。申請の際は、許可・免許・登録等を示す書類の写しを添付してください。